

政務活動費運用指針 一部改正（最終案）

(旧)	(新)						
<p>【19ページ】 (2) 備品の購入について 1品目10万円以上30万円未満で購入した備品については、会派が解散した場合、又は議員でなくなった場合、会計処理上の手続き（減価償却）を行い、残存価格があれば、その額を収支報告書の収入の部の「その他」欄に計上しなければなりません。また、備品の耐用年数は、原則として次のとおりとします。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #ffff00;"> <th style="padding: 5px;">内 容</th> <th style="padding: 5px;">年 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">電気機器、OA機器、その他の事務機器</td> <td style="padding: 5px;">5年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">金属性のオフィス家具</td> <td style="padding: 5px;">15年</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(残存価格の算出方法一例) 平成29年4月15日に、耐用年数5年の事務機器を12万円で購入した議員が、平成31年4月30日に任期満了を迎え、その後議員でなくなった場合</p> <p>(計算方法) ①任期満了時までの減価償却額を、月割（購入日から任期満了の日までの期間の月数）で計算します。 事務機器の購入金額が120,000円、耐用年数が60月、任期満了までの在職月数が25月であるので、$120,000円 \div 60月 \times 25月$で、50,000円となります。</p> <p>②次に、残存価格を計算します。 事務機器の購入金額から減価償却額を引き、70,000円となります。</p> </div> <p>(3)～(4) 省略</p>	内 容	年 数	電気機器、OA機器、その他の事務機器	5年	金属性のオフィス家具	15年	<p>【19ページ】 (2) 備品の購入について 1品目10万円以上30万円未満で購入した備品については、会派が解散した場合、又は議員でなくなった場合、会計処理上の手続き（減価償却）を行い、残存価格があれば、その額を収支報告書の収入の部の「その他」欄に計上しなければなりません。また、備品の耐用年数は、原則として次のとおりとします。</p> <p style="background-color: #ffff00; padding: 5px;">なお、この場合において、購入価格が1品目10万円以上であっても、その備品を一定期間使用した後に返却する等、議員にとって資産性のない契約の場合は、その旨を確認できる書面（契約書や申込書の写し等）及び返却する旨の当該議員からの申出書（参考様式第7号）の提出をもって、前述の備品として取り扱わないことができるものとします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; text-align: center;"> <p>※前回会議を踏まえて修正した箇所.....</p> </div> <p>(略)</p> <p>(3)～(4) 省略</p>
内 容	年 数						
電気機器、OA機器、その他の事務機器	5年						
金属性のオフィス家具	15年						